

議案第45号

佐野市自家用有償バス条例の改正について

佐野市自家用有償バス条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年6月7日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

佐野市自家用有償バス条例（平成20年佐野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(運行路線)」を付し、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 有償バスの運行は、路線定期運行（路線を定めて定期的に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）とする。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 前条第2項の規定にかかわらず、野上線においては、路線定期運行のほか区域運行（路線を定めずに有償バスを利用しようとする者の要望に応じて運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）を行う。

2 区域運行を行う区域は、作原町、白岩町、長谷場町、御神楽町、船越町、岩崎町、戸室町並びに田沼町及び栃本町の一部とする。

3 市長は、前項に規定する区域のうち、区域運行を行う野上線を利用しようとする者が事前に登録した地点及び市長が定める地点において乗降することができる区域を定めるものとする。

4 区域運行を行う野上線の利用者は、第2項に規定する区域のうち、前項の規定により定めた区域以外の区域においては、市長が定める路線定期運行を行う野上線の停留所において乗降するものとする。

5 市長は、区域運行の要望がないときは、当該区域運行を行う野上線の全部を運休することができる。

6 市長は、第3項の規定により市長が定める区域を定めるときは、あらかじめ、告示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

第3条第1項中「毎日」を「次のとおり」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 飛駒線、足利線、秋山線、仙波会沢線、基幹線、名水赤見線及び犬伏線 毎日

(2) 野上線 月曜日から土曜日まで

別表第1普通運賃の項中「300円」を「310円」に改める。

別表第2の1日乗車券の項中「600円」を「620円」に改め、同表中

|         |         |         |   |         |         |         |    |
|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|----|
| 10,000円 | 28,000円 | 54,000円 | を | 11,160円 | 31,800円 | 60,260円 | に、 |
| 4,000円  | 11,000円 | 21,000円 |   | 4,460円  | 12,710円 | 24,080円 |    |

|  |       |  |        |   |
|--|-------|--|--------|---|
|  | 300円券 |  | 3,000円 | を |
|--|-------|--|--------|---|

|  |       |  |        |   |
|--|-------|--|--------|---|
|  | 160円券 |  | 1,600円 | に |
|  | 310円券 |  | 3,100円 |   |

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された定期乗車券及び回数乗車券は、施行日以後においても使用することができる。この場合において、当該回数乗車券により有償バスを利用しようとする場合であって当該回数乗車券に表示された金額が運賃の額に満たないときは、その差額を納付しなければならない。

(施行前の定期乗車券及び回数乗車券の発行)

3 施行日以後に使用を開始しようとする定期乗車券又は回数乗車券は、施行日前においても発行することができる。

理 由

自家用有償バスの運行方法及び運賃を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市自家用有償バス条例の改正案 新旧対照表

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p><u>(運行路線)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の表に掲げる運行路線に、市長が定める時間帯に有償バスを利用しようとする者の要望に応じて運行することができる区間及び停留所を定めずに乗降することができる区間を定めることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>第2項</u>の時間帯若しくは区間を定めるとき、又は前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、告示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。</p> <p>(新設)</p> | <p><u>(運行路線)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>有償バスの運行は、路線定期運行(路線を定めて定期的に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>の表に掲げる運行路線に、市長が定める時間帯に有償バスを利用しようとする者の要望に応じて運行することができる区間及び停留所を定めずに乗降することができる区間を定めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 市長は、<u>第3項</u>の時間帯若しくは区間を定めるとき、又は前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、告示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。</p> <p><u>第2条の2 前条第2項の規定にかかわらず、野上線においては、路線定期運行のほか区域運行(路線を定めずの有償バスを利用しようとする者の要望に応じて運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。)を行う。</u></p> <p>2 <u>区域運行を行う区域は、作原町、白岩町、長谷場町、御神楽町、船越町、岩崎町、戸室町並びに田沼町及び栃本町の一部とする。</u></p> <p>3 市長は、<u>前項に規定する区域のうち、区域運行を行う野上線を利用しようとする者が事前に登録した地点及び市長が定める地点において乗降することができる区域を定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>区域運行を行う野上線の利用者は、第2項に規定する区域のうち、前項の規定により定めた区域以外の区域においては、市長が定める路線定期運行を行う野上線の停留所に</u></p> |

(運行)

第3条 有償バスの運行日は、毎日とする。ただし、市長は、天災その他やむを得ない事由により運行に支障があると認めるときは、運行を制限し、変更し、又は休止することができる。

2 (略)

別表第1 (第7条関係)

| 区分   | 大人                 | 子ども        |
|------|--------------------|------------|
| 普通運賃 | 1乗車につき <u>300円</u> | 1乗車につき150円 |
| (略)  | (略)                | (略)        |

備考

(略)

別表第2 (第7条関係)

| 区分    | 金額          |                |                |
|-------|-------------|----------------|----------------|
|       | 大人          | 子ども            |                |
| 1日乗車券 | <u>600円</u> |                | 300円           |
| 定期乗車券 | 1月定期        | 3月定期           | 6月定期           |
|       | 一般定期乗車券     | <u>10,000円</u> | <u>28,000円</u> |

おいて乗降するものとする。

5 市長は、区域運行の要望がないときは、当該区域運行を行う野上線の全部を運休することができる。

6 市長は、第3項の規定により市長が定める区域を定めるときは、あらかじめ、告示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(運行)

第3条 有償バスの運行日は、次のとおりとする。ただし、市長は、天災その他やむを得ない事由により運行に支障があると認めるときは、運行を制限し、変更し、又は休止することができる。

(1) 飛駒線、足利線、秋山線、仙波会沢線、基幹線、名水赤見線及び犬伏線 毎日

(2) 野上線 月曜日から土曜日まで

2 (略)

別表第1 (第7条関係)

| 区分   | 大人                 | 子ども        |
|------|--------------------|------------|
| 普通運賃 | 1乗車につき <u>310円</u> | 1乗車につき150円 |
| (略)  | (略)                | (略)        |

備考

(略)

別表第2 (第7条関係)

| 区分    | 金額          |                |                |
|-------|-------------|----------------|----------------|
|       | 大人          | 子ども            |                |
| 1日乗車券 | <u>620円</u> |                | 300円           |
| 定期乗車券 | 1月定期        | 3月定期           | 6月定期           |
|       | 一般定期乗車券     | <u>11,160円</u> | <u>31,800円</u> |

|               |        |         |         |               |        |         |         |
|---------------|--------|---------|---------|---------------|--------|---------|---------|
| 学生割引定期乗車券     | 4,000円 | 11,000円 | 21,000円 | 学生割引定期乗車券     | 4,460円 | 12,710円 | 24,080円 |
| 回数乗車券 (11枚1組) |        |         |         | 回数乗車券 (11枚1組) |        |         |         |
| (略)           | (略)    |         |         | (略)           | (略)    |         |         |
| 300円券         | 3,000円 |         |         | 160円券         | 1,600円 |         |         |
|               |        |         |         | 310円券         | 3,100円 |         |         |
| 備考<br>(略)     |        |         |         | 備考<br>(略)     |        |         |         |